

特定漁港漁場整備事業計画変更書

(直轄：糸満地区)

令和5年4月
農林水産省

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由
泊地浚渫による発生土砂量に関して、当初計画時の想定より増加したこと、また浚渫土砂の処分方法について、当初想定していた他の用途への流用が困難となったことから、経済性や効率性等を考慮して代替の処分方法を検討した結果、残土処理護岸の整備を追加したこと等により事業費が増額した。 このため、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林水産省令第47号）第1条の六第三号「計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更」に該当することから、計画の変更を行う。

2 変更後の目的

目的
（１）地域の特徴 糸満市は、那覇市から南方へ約12kmにある総面積46.63km²を有する市であり、沖縄本島最南端に位置する。周辺海域は東シナ海と太平洋に面しており、沿岸ではサンゴ礁が発達するなど、多種多様な生物環境に恵まれている。気候はケッペンの気候区分によれば亜熱帯性の温暖湿潤気候（Cfa）に属し、年平均気温が20度以上であるにもかかわらず、海洋性気候であるために猛暑日になることはなく、過ごしやすい環境とされている。一方で、夏季には例年多くの台風が接近するため、台風の来襲により出漁が制限されるなど、漁業や漁港利用に支障を来すことも多い。 糸満市の人口は61,007人（令和2年国勢調査）であり、近年は増加基調で推移している。主要産業については、糸満工業団地を中心に食品製造業、卸・小売業が盛んであるほか、近年における観光客数の増加に伴い、宿泊業・飲食サービス業への従事者数が増加している。 （２）水産業の沿革と現状 糸満市は古くから港町として栄えてきた歴史があり、漁業の中心地としての発展のほか、漁獲した水産物を那覇市や那覇空港を通じて全国の主要消費地へ運ぶなど、水産業の発展とともに水産流通網も発達した経緯がある。かつては遠洋漁業が盛んであったが、その衰退とともに現在ではマグロ延縄漁やひき縄漁、ソデイカ漁などの沖合漁業が中心となっており、建干網、潜水、刺網などの沿岸漁業も盛んに行われている。これら漁業による漁獲物は、糸満漁港北地区にある荷さばき施設において陸揚げ・集荷された後、県内外に出荷される。 長年、荷さばき施設として利用されてきた当該施設であるが、その老朽化とともに生じ

た衛生管理上の懸念から、沖縄県は平成29年に策定された「第10次沖縄県卸売市場整備計画」に基づき、令和4年に水産物産地市場機能を兼ね備えた高度衛生管理型荷さばき施設を糸満漁港に整備し、10月に供用を開始した。

（３）漁港漁場の沿革と役割

沖縄県内唯一の第3種漁港である糸満漁港の整備は、本土復帰後の昭和47年より沖縄振興開発計画に基づき本格的に始まった。那覇市や那覇空港を通じて全国の主要消費地へのアクセスが良い糸満漁港は、現在、圏域最大の流通拠点漁港としての役割を担っている。漁港に隣接する糸満工業団地には多くの水産加工場が立地しているほか、卸・小売業や宿泊・飲食サービス業なども充実しており、沖縄県内における水産業の中心的な役割を果たしている。また、漁港区域内にフィッシャリーナや人工ビーチも整備されており、市民に開かれた都市型ふれあい漁港としての先進事例にもなっている。さらに、近年においては、沖縄周辺海域における外国漁船への監視体制強化から、漁業取締船の基地港としての役割も果たしている。

（４）当該事業計画の目的

漁港漁場整備基本方針（令和4年3月22日変更）においては、施策連携強化による整備効果を相乗的に高める取組の推進が掲げられており、漁港漁場整備事業については、水産物産地市場統合などの水産振興施策とともに海上安全施策などの関連施策とも調整を図りつつ計画的に推進していくこと、また、国と地方の役割分担に関する事項として「違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備」に取り組むこととしている。

漁港漁場整備長期計画（令和4年3月25日閣議決定）において、漁業地域の安全・安心の確保の観点から「違法操業を取り締まり、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁等の整備を推進する」こととされている。

糸満漁港においては、令和4年度における高度衛生管理型荷さばき施設の整備完了に伴い沖縄県漁連産地市場が移転し、水産物産地市場が統合された。これにより、糸満漁港に移籍する漁船の大幅な増加が見込まれるほか、これまで漁業取締船が係留してきた岸壁は、令和4年度以降には陸揚げ岸壁として利用されることになるため、漁業取締船が係留できなくなる。

一方、我が国においては平成30年1月15日に「漁業取締本部」が水産庁に設置され、国を挙げての漁業取締体制の強化が図られており、年々悪質化する違法操業に迅速かつ的確に対処するためには、沖縄周辺海域においても漁業取締船の係留できる岸壁が求められている。加えて、漁業取締体制強化のための取締船の大型化も着実に進んでいるところではあるが、漁業取締船の基地港である糸満漁港には、大型化された取締船の係留に必要な水深を有する岸壁及び泊地が十分確保されていない。

以上のことを踏まえ、当該事業においては、漁業取締船が係留できる岸壁を整備することで、水産物産地市場統合による水産振興施策との連携を図りつつ、安全・効率的な漁港

利用を推進するとともに、迅速かつ的確な漁業取締体制の強化に寄与することを目的とする。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	糸満地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	沖縄県	関係市町村名	糸満市
地域指定	沖縄振興特別措置法に基づく地域指定		
整備対象漁港名	糸満漁港		

ハ 変更後の位置図及び状況写真

別紙参照

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針
(1) 現状と課題 現在、水産庁の漁業取締船が利用している糸満漁港北地区の-5.0m岸壁(2)は、喫水の深さにより係留できるのは500トン未満の漁業取締船に限られ、1,000トンを超える大型取締船は係留することができない。加えて、令和4年度以降、 1) 当該岸壁の背後に高度衛生管理型荷さばき施設が整備されるとともに、当該岸壁は漁船の陸揚げ岸壁として利用される 2) 水産物産地市場の統合とともに泊漁港に在籍する漁船の一部が糸満漁港に集約されるため、漁船の増加により岸壁の混雑化が予想される ことから、漁業取締船の利用がさらに限られる。 このため、糸満漁港においては、漁業取締体制の強化に伴い、①漁業取締船が係留できる特定目的岸壁の整備とともに、②1,000トンを超える大型取締船が係留できる泊地の整備が求められている。 (2) 整備方針 糸満漁港北地区の北西側(現護岸)に-7.0m特定目的岸壁を新たに整備するとともに、1,000トンを超える大型取締船の係留のため、前面の泊地を-7.0mに増深し必要な水深を確保する。

ホ 整備対象漁港の現況及び将来見通し
(変更時の現況)

(平成29年12月)

令和2年12月現在

糸満漁港 (第3種)	属地陸揚量 (2,165) トン 1,748 トン	属地陸揚金額 (1,853) 百万円 1,304 百万円	属人漁獲量 (989) トン 940 トン
	登録漁船隻数 (223) 隻 216 隻	利用漁船隻数 (377) 隻 331 隻	漁船以外利用船舶隻数 (166) 隻 156 隻
	主な漁業種類 まぐろ延縄、いか釣り		主な魚種 まぐろ類、いか類、かじき類

(将来見通し)

(目標年：令和9年)

目標年：令和12年

糸満漁港 (第3種)	属地陸揚量 (4,904) トン 4,802 トン	属地陸揚金額 (3,476) 百万円 3,544 百万円	
	登録漁船隻数 (278) 隻 273 隻	利用漁船隻数 (455) 隻 429 隻	漁船以外利用船舶隻数 (166) 隻 181 隻

＜将来見通しの考え方＞

漁業取締体制については、令和３年度までに漁業取締船が46隻体制となり、うち6隻が1,000トンを超え、近年大型化が進んでいる。本事業により1,000トンを超える大型取締船の係留が可能となれば、沖縄周辺海域における漁業取締体制の強化が推進される。これにより、海上での違法操業を抑止するとともに安全・安心と治安が確保され、漁業秩序を厳正に維持することができる。

港勢に係る将来見通しについては次のとおりであり、「漁船以外利用船舶隻数」以外の項目については、令和４年度の高度衛生管理型荷さばき施設の整備完了における水産物産地市場の統合に伴い、泊漁港から糸満漁港への移転分を含めて増加する見通しである。

1. 属地陸揚量及び属地陸揚金額

令和12年における予測値については、糸満漁港における直近5カ年（平成28年～令和２年。以下同）の平均値に泊漁港からの移転分を加えて算出した。

【属地陸揚量（令和12年）】 4,802t（うち泊漁港からの移転分を2,776tと想定）

【属地陸揚金額（令和12年）】 3,544百万円（うち泊漁港からの移転分を1,824百万円と想定）

2. 登録漁船隻数及び利用漁船数

令和12年における予測値については、糸満漁港における令和2年の登録漁船数又は利用漁船数に泊漁港からの移転分を加えて算出した。

【登録漁船隻数（令和12年）】 273隻（うち泊漁港からの移転分を68隻と想定）

【利用漁船隻数（令和12年）】 429隻（うち泊漁港からの移転分を98隻と想定）

3. 漁船以外利用船舶隻数

令和12年における予測値については、引き続き貨物船等による糸満漁港の利用が見込まれることから、直近５カ年の平均値とした。

【漁船以外利用船舶隻数（令和12年）】 181隻

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府 県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港 管理者名
沖縄県	糸満漁港	第3種	沖 縄	国	沖縄県

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	備 考
係留施設	-7.0m 岸壁	m	265	新設
水域施設	-7.0m 泊地	m ²	120,000	増深 新設（残 土処理護 岸）

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手年度	令和2年度	完了予定年度	(令和5年度) 令和9年度
------	-------	--------	------------------

ハ 計画平面図

別紙参照

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の事業計画	令和5年4月 第1回変更
計画事業費	2,780百万円	6,510百万円

5 変更後の効果に関する事項

1 主な水産施策別の事業効果			
漁業取締船が係留できる岸壁を整備することで、水産物産地市場統合による水産振興施策との連携を図りつつ、安全・効率的な漁港利用を推進するとともに、迅速かつ的確な漁業取締体制の強化に寄与することができる。			
2 地域に与える影響			
漁業取締船が係留できる岸壁を整備することで、安全・効率的な漁港利用が推進されるとともに、迅速かつ的確な漁業取締体制の強化が図られ、違法操業を抑止することで海上での安全・安心と治安が確保される。			
3 費用対効果分析結果			
社会的割引率		4.0%	投資期間 令和2年～令和9年
現在価値化の基準年度		令和4年	施設の耐用年数 50年
貨幣化による分析結果			
	変更前の分析結果		令和5年4月第1回変更
貨幣化した評価項目	漁業取締コストの削減効果		漁業取締コストの削減効果 非常時・緊急時の対処 水産物の生産性向上
総便益額B	2,777 百万円		8,848 百万円
総費用額C	2,249 百万円		6,507 百万円
費用便益比率(B/C)	1.23		1.36
参考	純現在価値(B-C)	528百万円	純現在価値(B-C) 2,340百万円
	内部収益率(IRR)	5.25%	内部収益率(IRR) 5.93%
4 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）			
・産地市場の統合後も取締船用の岸壁を確保することで、糸満漁港を利用している取締船の継続的な取締が可能となるとともに、関係漁業者の安心・安全の確保や違法操業による漁獲量の削減が期待される。			

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	
糸満漁港区域内では海面養殖が行われているため、事業の施工時期については地元漁協及び漁業者との意見交換を綿密に行った上で決定する。また、工事中は地盤改良や石材投入、埋立等による水質汚濁の拡散を抑えるための汚濁防止膜を設置する。さらに、貴重な水生生物が確認された場合には施工区域外に移植するなど、周辺環境にはできる限りの配慮を行う。	

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模	本事業との関連性	備考
高度衛生管理型荷さばき施設	一式	令和4年度の高度衛生管理型荷さばき施設の供用開始に伴い、前面の特定目的岸壁が陸揚げ岸壁に用途変更されるため、漁業取締船が係留できなくなる予定である。	事業主体： 沖縄県 供用開始年次： 令和4年度

位置図



状況写真



係船岸壁整備予定箇所の現況①（護岸265m）（令和元年9月撮影）

漁業取締船が係留するための岸壁整備予定箇所における整備前の状況。護岸が整備されており、前面の水域には土砂が堆積している。



係船岸壁整備予定箇所の現況②（護岸265m）（令和元年9月撮影）

漁業取締船が係留するための岸壁整備予定箇所を北側から撮影したもの。奥に見える建造物は主に観光客が利用するホテル。



水産庁漁業取締船係留状況①（あらさき、499トン）（令和元年11月撮影）

水産庁の漁業取締船の係留状況。

「あらさき」他、499トン船が3隻係留することが可能。

状況写真



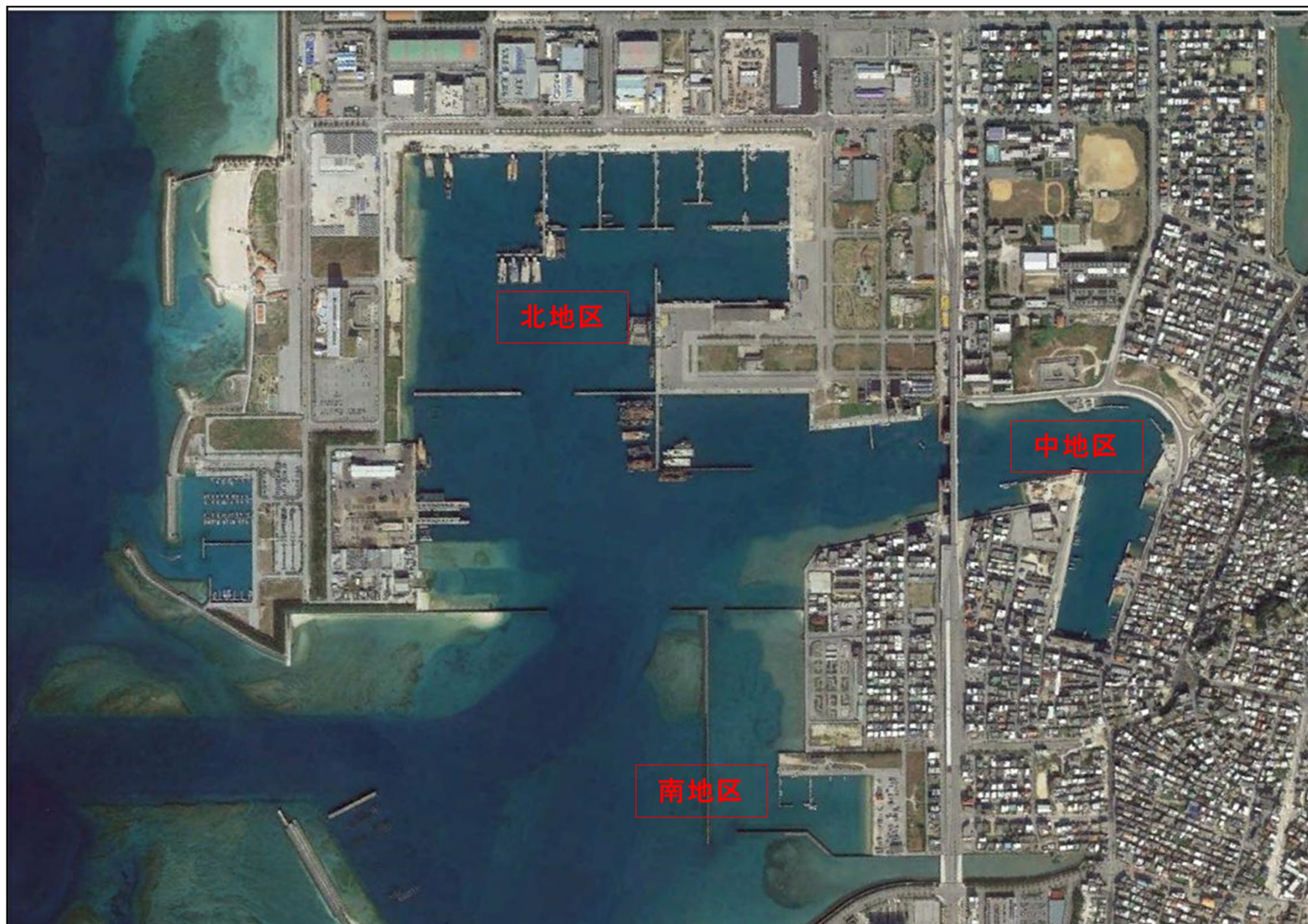
水産庁の漁業取締船の係留状況。

499トン船である「はやと」及び「海鳳丸」が係留している。



整備予定箇所付近の北側にある岸壁は沖縄水産高校の練習船（海邦丸、699トン）が係留され、陸揚げにも利用されている。

（※令和3年4月に499トン船から大型化）



糸満漁港（第3種漁港） 平成27年撮影

直轄特定漁港漁場整備事業
糸満漁港整備計画平面図

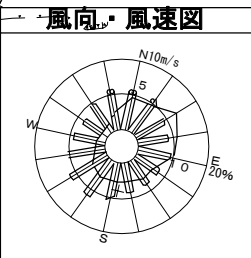
漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施工場所	漁港区域図
5030010	第3種	沖縄	国	沖縄県	沖縄県糸満市糸満地先	



位置図



風向・風速図



潮位図

H.W.L	+2.10
M.H.L	+1.20
M.L.W.L	+0.55
L.W.L	+0.05

凡例

- 当該事業基本計画の内容
- 他の事業により平成30年度までに完成した施設
- その他の事業による平成31年度以降計画

<変更後>

